

令和 5 年 10 月 27 日

こども若者局

## 市内児童館における盗撮事案の発生及び再発防止について

令和 5 年 7 月 28 日に、本市が設置する児童館において、居室内に置かれた箱に入れられたスマートフォンにより動画撮影が行われていた事案が発生しました。

しかしながら、当該児童館を運営する管理運営団体において、警察への通報および市への報告等の必要な措置を速やかに講じていませんでした。

8 月 29 日以降、警察への相談および届け出を行い、9 月 29 日には、当該児童館に勤務する職員をスマートフォンの窃盗の容疑で逮捕したとの警察発表がありました。

今後、こうした事案が二度と発生しないよう、すべての児童館において、再発防止の取り組みを徹底してまいります。

### 1 経過

- 7 月 28 日（金） 当該児童館居室内で動画撮影中のスマートフォンが入った箱が発見される  
速やかな警察への通報や市報告、証拠品保全等の必要な措置が講じられず
- 7 月 29 日（土）～8 月 28 日（月） 管理運営団体による内部調査
- 8 月 29 日（火） 管理運営団体より市担当課に報告、仙台東警察署へ相談
- 8 月 30 日（水）～9 月 3 日（日） 市による現場調査・関係者聴き取り調査
- 9 月 4 日（月）、5 日（火） 証拠物品の紛失について仙台東警察署へ相談
- 9 月 6 日（水） 仙台東警察署へ窃盗の被害届の提出・受理、仙台東警察署による現場確認  
市から当該管理運営団体へ、適正な管理及び再発防止に向けた改善のため、地方  
自治法及び児童福祉法に基づく指示・命令
- 9 月 7 日（木）、11 日（月） 保護者説明会の実施
- 9 月 14 日（木） 市担当課による当該児童館職員に対する再発防止に向けた研修の実施
- 9 月 15 日（金） 保護者へ説明会議事録及び質問票の回答を文書配付
- 9 月 22 日（金） 管理運営団体から市へ改善計画書の提出
- 9 月 29 日（金） 当該児童館職員が窃盗の容疑で逮捕（10 月 16 日付で同容疑で起訴）

### 2 管理運営団体等による違反行為について

#### （1）容疑者の違反事項

- ① 窃盗罪（9 月 29 日逮捕）※館長が保管するスマートフォンを窃盗
- ② 盗撮については警察により捜査継続中。被害が明らかになれば以下に該当する可能性あり。
  - ・性的姿態等撮影罪ほか
  - ・仙台市放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 7 条（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 12 条）「虐待等の禁止」

#### （2）管理運営団体としての違反事項

以下の①～④の行為が「仙台市児童館管理業務協定書」及び「仙台市放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 7 条（事故発生時の対応）に違反する。

- ① 盗撮行為を把握した際、速やかに警察に通報しなかったこと
- ② 証拠品の保全を怠ったこと
- ③ 保護者へ必要な情報提供を行わなかったこと
- ④ 市への報告を速やかに行わなかったこと

裏面につづく

### (3) 管理運営団体の違反行為の原因と影響

当該管理運営団体は、児童の安全・安心を脅かす行為を把握したにも関わらず、法令・協定等の理解、認識不足と、危機意識の欠如により、速やかな警察への通報や市への報告等、必要な措置を講じなかった。結果として、容疑者の特定に時間を要し、利用児童及びその保護者に継続的に不安を与えるという重大な影響をもたらすとともに、保護者をはじめ市民、関係団体等からの信頼を大きく失墜するものとなった。

## 3 管理運営団体による改善計画（抜粋）

### (1) 管理体制見直し

職員全員が協定・法令等を理解し、事故・事件発生時には、その重大性を認識したうえで、危機意識を持って、組織的に迅速な対応を行えるよう、以下のとおり見直しを行う。

- ① 事故発生時の報告指示命令系統の見直し
  - ・事故発生時等の報告・指示・命令フローの整理、組織的対応体制の強化等
- ② 役員・職員体制の見直し
  - ・代表理事辞任・コンプライアンス担当理事新設、館長・主任の交代、副館長設置
- ③ チェック体制の構築
  - ・安全管理モニタリング及び特別監査の定期実施、地域連絡会（※）への報告・評価等
- ④ 法令、協定及びマニュアル等の全職員への周知徹底
  - ・全職員への配付、研修の実施、職員室への掲示等
- ⑤ コンプライアンス意識の醸成
  - ・研修の強化、職員打合せ等での定期確認等

### (2) 再発防止策の徹底

児童館での児童の安全・安心を確保するため、以下のとおり再発防止策の徹底を図る。

- ① 防犯・警備の強化
  - ・防犯カメラの設置、警備員の配置等
- ② 不審物等、定期的な各居室の確認体制の構築
  - ・不審物対応マニュアルの作成、毎日の児童館管理に係るチェックシートの修正
- ③ コンプライアンス研修等の実施・強化
  - ・危機管理、最近の犯罪傾向、児童との適切な接し方、関係法令・協定の理解ほか
- ④ 再発防止策及び勤務上のルールの職員への周知徹底
  - ・改善計画書の配付、業務中の私用携帯の使用禁止
- ⑤ 再発防止策の実施状況に係る確認
  - ・理事会・監事・地域連絡会（※）等への定期報告、保護者への説明会や文書での報告

※地域連絡会：当該学区の小学校、中学校、各PTA、連合町内会、交通安全協会、社会福祉協議会、民生委員  
児童委員協議会等に参画を依頼し、年2回児童館が開催。児童館の現状を報告し意見交換を行い、評価をいただいている。

## 4 すべての児童館等での再発防止に向けた対応

- ・法令等の遵守及び事故・事件発生時の対応フローの全職員への周知徹底
- ・盗撮等を未然に防ぐため、館内各居室の定期的な巡回確認の徹底
- ・コンプライアンスに係る研修の強化（市主催研修、管理運営団体での館長会・研修等）
- ・児童対応に関する倫理・服務セルフチェックの実施